

# 神奈川県奨学金貸付条例施行規則

平成16年3月30日  
教育委員会規則第2号

改正 平成17年3月29日教育委員会規則第7号 平成21年9月1日教育委員会規則第14号  
平成25年3月29日教育委員会規則第8号 平成25年12月27日教育委員会規則第12号  
平成28年3月29日教育委員会規則第12号 令和4年3月18日教育委員会規則第5号  
神奈川県奨学金貸付条例施行規則をここに公布する。

## 神奈川県奨学金貸付条例施行規則

(短期臨時奨学金の対象者)

第1条 神奈川県奨学金貸付条例(昭和39年神奈川県条例第69号。以下「条例」という。)第2条第1項第2号の神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める者は、予約採用者(次条第2項の規定により予約採用(条例第2条の2の選考に先立って高等学校奨学金の貸付けに係る審査を行い、あらかじめ学資の援助を必要とする者として認定することをいう。以下同じ。)をする旨の通知を神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)から受けた者をいう。以下同じ。)とする。

(予約採用)

第2条 高等学校等(条例第2条第1項に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は専修学校の高等課程に進学することを希望する者で、高等学校奨学金の予約採用を受けようとするもの(以下「予約採用申込者」という。)は、奨学生予約採用申込書に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 予約採用申込者の属する世帯の生計に関する資料

(2) 予約採用申込者の属する世帯全員の住民票の写し

2 教育長は、前項の規定により書類の提出があったときは、当該書類により予約採用の審査を行い、その結果を予約採用申込者に通知するものとする。

(奨学生願書等の提出)

第3条 条例第2条第1項の規定による神奈川県奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「出願者」という。)は、奨学生願書に次の各号に掲げる出願者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 高等学校奨学金の貸付けを受けようとする者 次に掲げる書類

ア 在学する学校の長の推薦状

イ 出願者の属する世帯の生計に関する資料

ウ 出願者の属する世帯全員の住民票の写し

エ 条例第3条第2項の規定により高等学校奨学金の月額を同条第1項第1号に定める額に1万円を加算した額とする場合は、当該加算した額の高等学校奨学金の貸付けを受けようとする理由等を記載した書類

(2) 短期臨時奨学金の貸付けを受けようとする者 進学しようとする高等学校等又は専修学校の高等課程の合格通知書の写し、合格証明書その他これらに類するものとして教育長が認める書類

2 高等学校奨学金の貸付けを受けようとする者が予約採用者である場合において、前項第1号イ又はウの規定により提出すべき書類と同一の書類を前条第1項各号の規定により既に提出しているときは、前項の規定にかかわらず、当該書類を添付することを要しない。

(選考)

第4条 条例第2条の2の選考は、前条第1項の規定により提出された書類の審査により行う。

2 教育長は、前項の選考の結果を出願者に通知するものとする。

(連帯保証人及び奨学金借用証書・誓約書等)

第5条 奨学生(条例第2条の2に規定する奨学生をいう。以下同じ。)は、独立の生計を営む成年人2人を連帯保証人(奨学生が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、親権者又は未成年後見人とする。以下同じ。)として立てなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、連帯保証人を1人とすることができる。

2 高等学校奨学金の貸付けを受ける者は、前条第2項の通知を受けた日から14日以内に、連帯保証

人と連署した奨学金借用証書・誓約書、奨学金返還明細書及び当該連帯保証人の印鑑登録証明書（以下「奨学金借用証書・誓約書等」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校奨学金の貸付けを受ける者が第4項の規定により当該連帯保証人の印鑑登録証明書を既に提出しているときは、当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添付することを要しない。

3 前項に規定する期間内に奨学金借用証書・誓約書等を提出しない者は、高等学校奨学金の貸付けを辞退したものとみなす。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 短期臨時奨学金の貸付けを受けようとする者は、第3条第1項の規定による奨学生願書の提出の際に連帯保証人と連署した奨学金借用証書・誓約書及び当該連帯保証人の印鑑登録証明書を教育長に提出しなければならない。

（国家資格等）

第6条 条例第3条第2項第2号に規定する教育委員会が定める国家資格等は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第98条第2号に規定する知識及び技能に関する審査その他これらに類するものとして教育長が認める審査（以下この条において「審査」という。）に合格し、又は合格若しくは不合格の形式に限定されずに受検者の知識及び技能の程度を判定する型の審査の結果において相当程度の成果を収めて得られる資格等とする。

（貸付けの方法）

第7条 高等学校奨学金は、別表第1の定めるところにより交付する。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、教育長が別に定めるところにより交付することができる。

2 短期臨時奨学金は、全額を一時に交付する。

（貸付けの廃止）

第8条 条例第6条第4号に規定する奨学生として適当でない認められるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 不正の方法により奨学金の貸付けを受けたとき。
- (4) 学資の援助を必要としなくなったとき。
- (5) その他教育長が奨学生として適当でない認めるとき。

（高等学校奨学金貸付金の返還の方法）

第9条 貸付けを受けた高等学校奨学金（以下「高等学校奨学金貸付金」という。）は、高等学校等を卒業し、若しくは専修学校の高等課程を修了し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸付期間を通算した期間の4倍に相当する期間内に返還しなければならない。

2 高等学校奨学金貸付金は、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法によって返還しなければならない。ただし、当該高等学校奨学金貸付金の全部又は一部を一時に返還することを妨げない。

3 高等学校奨学金貸付金の返還期日は、別表第2のとおりとする。

（貸付けを受けた短期臨時奨学金の返還の方法）

第10条 貸付けを受けた短期臨時奨学金は、高等学校等又は専修学校の高等課程に進学した後（以下「進学後」という。）最初に交付される高等学校奨学金と相殺するものとする。この場合において、当該高等学校奨学金の額が貸付けを受けた短期臨時奨学金の額に満たないときは、その差額を進学後第2回目及び第3回目に交付される高等学校奨学金と相殺するものとする。

2 貸付けを受けた短期臨時奨学金は、高等学校奨学金の貸付けを受けない場合（条例第5条の規定により貸付けを休止された場合及び条例第6条の規定により貸付けを廃止された場合を含む。）においては、一時に返還しなければならない。

3 貸付けを受けた短期臨時奨学金の返還期日は、別表第3のとおりとする。

（債務の免除）

第11条 条例第8条第1号に該当する場合における免除することができる債務の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第8条第1号の表の1の項(1)又は(2)に該当するとき。返還期日が到来していない債務（次号に規定する債務を除く。）の額の2分の1に相当する額
- (2) 条例第8条第1号の表の2の項又は3の項に該当するとき。返還期日が到来していない債務（条例第3条第2項の規定により加算された額に係るものに限る。）の額の2分の1に相当す

る額

- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校奨学金の貸付けが決定された時において奨学生（条例第8条第1号の表の1の項(2)の規定による債務の免除を受けようとする者を除く。以下この項において同じ。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき若しくは同法による保護を受けている者と生計を一にしているとき又は保護者に市町村民税の所得割が課されていないときは、返還期日が到来していない債務の全部を免除する。
- 3 条例第8条第1号の表の3の項に規定する教育委員会が定める国家資格等は、第6条に規定する国家資格等のうち、特に高度な知識及び技能を必要とするものとして教育長が別に定める国家資格等とする。
- 4 条例第8条第2号に該当する場合における免除することができる債務の額は、返還期日が到来していない債務で返還できないと教育長が認める額とする。
- 5 条例第8条第3号に規定する教育委員会が特に必要と認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、返還期日が到来していない債務の額を免除する。
  - (1) 高等学校奨学金の貸付けを受けた者が条例第8条第1号の表の1の項(2)の規定により債務を免除される職に従事した場合において、その業務に従事した期間の月数（就職し、又は退職した日の属する月を含む。以下この号において同じ。）が貸付期間（同項(1)の規定により債務が免除されるものに係る期間を除く。以下この号において同じ。）を通算した期間の月数より短いとき。

次の算式により計算して得た額の2分の1に相当する額

- (2) その他教育長が特に必要と認めるとき。 教育長が認めた額

(返還の猶予)

第12条 条例第9条第4号に規定する教育委員会が特に必要と認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 進学準備のために就労が不可能となり貸付金（条例第7条第1項に規定する貸付金をいう。以下同じ。）の返還が困難となったとき。
- (2) 就職活動中又は就職のための職業訓練期間中であるために就労が不可能となり貸付金の返還が困難となったとき。
- (3) 災害によって貸付金の返還が困難となったとき。
- (4) 生活保護法による保護を受けているとき又は同法による保護を受けている者と生計を一にしているとき。
- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士試験を受けるための資格を取得するために介護等の業務に従事するとき。
- (6) その他教育長が特に必要と認めるとき。

(債務の免除及び返還の猶予の申請)

第13条 条例第8条の規定（奨学金の貸付けを受けた者が死亡したときを除く。）による債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書を教育長に提出しなければならない。ただし、学校長が教育長に対して同条第1号の表の1の項(1)、2の項又は3の項に該当する旨を証明した場合は、この限りでない。

2 条例第9条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書を教育長に提出しなければならない。

(一時返還)

第14条 教育長は、第8条第3号の規定により奨学金の貸付けを廃止した場合には、貸付金の全額を一時に返還させることができる。

(届出事項等)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに教育長に届け出なければならない。ただし、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、連帯保証人が当該奨学生に代わって届け出なければならない。

- (1) 奨学生が休学し、復学し、停学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 奨学生又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。

2 奨学生が連帯保証人を変更しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。

- 3 奨学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届にその事実を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。
- 4 前3項（第1項第1号を除く。）の規定は、貸付金の全部又は一部を返還していない者及び返還の猶予を受けている者について準用する。

（実施細目）

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日教育委員会規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分		交付時期
高等学校奨学金	4月分から9月分まで	7月
	10月分から12月分まで	10月
	1月分から3月分まで	1月

備考 予約採用者に係る4月分から9月分までの高等学校奨学金の交付時期は、5月とする。

別表第2（第9条関係）

返還方法	返還期日
月賦	毎月末日
半年賦	7月31日及び12月31日
年賦	12月31日

別表第3（第10条関係）

区分	返還期日
条例第7条第2項の規定により相殺する場合	進学後最初の高等学校奨学金の交付の日（第10条第1項後段に規定する差額にあつては、進学後第2回目及び第3回目の高等学校奨学金の交付の日）
条例第2条の2の規定により高等学校奨学金の貸付けを受ける者として決定されなかった場合	短期臨時奨学金の貸付けを受けた日の属する年の5月31日
条例第5条の規定により高等学校奨学金の貸付けを休止された場合	休学した日の属する月の翌月の末日
条例第6条の規定により高等学校奨学金の貸付けを廃止された場合	条例第6条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月の翌月の末日